第二章中第四条の次に次の二条を加える。

（法第二十七条の技術的読替え）

第四条の二　法第二十八条第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十七条第七項	第五項	次条第五項
第二十七条第八項	対内直接投資等	特定取得
第二十七条第九項	第三項又は第六項	次条第三項又は第六項
対内直接投資等	特定取得	
第二十七条第十項	第五項	次条第五項
対内直接投資等	特定取得	
第三項又は第六項	同条第三項又は第六項	
第二十七条第十一項	第一項の規定による届出に係る対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等	次条第一項の規定による届出に係る特定取得が同条第三項に規定する国の安全に係る特定取得
対内直接投資等に係る	特定取得に係る	
第二十七条第十二項	第五項から前項までに定めるもののほか、対内直接投資等	第七項から前項まで並びに次条第五項及び第六項に定めるもののほか、特定取得

（措置命令の送達）

第四条の三　法第二十九条第一項から第四項までの規定による命令は、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該命令の内容を記載した文書を送達して行う。

2　第三条第八項から第十一項までの規定は、前項に規定する命令の内容を記載した文書について準用する。この場合において、同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「第四条の三第一項」と、同条第十項中「第七項」とあるのは「第四条の三第一項」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第六号」と、同条第十一項中「第七項」とあるのは「第四条の三第一項」と読み替えるものとする。

3　外国においてすべき送達は、財務大臣及び事業所管大臣がその国の管轄官庁又はその国に駐在する日本の大使、公使又は領事に嘱託してする。

4　財務大臣及び事業所管大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一　送達を受けるべきものの住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二　外国においてすべき送達について、前項の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

5　公示送達は、第一項に規定する文書を送達を受けるべきものにいつでも交付すべき旨を財務省の掲示場に掲示することにより行う。

6　公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

7　外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

第六条の五第一項中「、法第二十七条、法第三十条」を「から第三十条まで」に改める。

第七条第一号中「子会社又は」を「子会社若しくは」に、「場合」を「場合又はその子会社若しくは第四条第二項に規定する主務省令で定めるものが同項に規定する主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合」に、「当該事業」を「これらの事業」に改める。

第十条第一号中「及び」を「、法第二十八条第一項及び」に改め、同条第二号中「並びに」を「、法第二十八条第二項及び第四項並びに」に改め、同条第三号中「並びに」を「、法第二十八条第三項及び第六項並びに」に改め、同条第四号中「及び」を「、法第二十八条第五項及び」に改め、同条第五号中「法」を「法第二十八条第七項及び法」に改め、同条第六号中「法」を「法第二十八条第七項及び法」に、「）の」を「）及び法第二十九条第一項から第四項までの」に改め、同条第七号中「法」を「法第二十八条第七項及び法」に改め、同条第九号中「並びに」を「、第四条第八項及び第十項、第四条の三第二項並びに」に改める。

（財務省組織令の一部改正）

第四条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第八条第八号及び第五十八条第六号中「及び外国投資家」を「並びに外国投資家」に改め、「対内直接投資等」の下に「及び同条第三項に規定する特定取得」を加える。

（経済産業省組織令及び関税・外国為替等審議会令の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「対内直接投資等」の下に「、特定取得」を加える。

一　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）第六条第二項及び第五十三条第三号

二　関税・外国為替等審議会令（平成十二年政令第二百七十六号）第六条第三項第一号及び第八条第三項

（国土交通省組織令の一部改正）

第六条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第三号中「対内直接投資等」の下に「、同条第三項に規定する特定取得」を加える。

第百三十一条第八号中「関し、」を「関する」に改め、「対内直接投資等」の下に「、同条第三項に規定する特定取得」を加える。

附　則

この政令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　鶴保　庸介
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一
内閣総理大臣　安倍　晋三

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令の規定の整理及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年七月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十六号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令の規定の整理及び経過措置に関する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の一部の施行に伴い、及び同法附則第三十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条から第五条までを削る。

第二条中「法第十二条第二項」を「労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項」に改め、「この条において」を削り、同条の見出し及び条名を削る。